県立高等学校の授業料及び本校校納金について

平成２６年度新入生から「高等学校等就学支援金に関する法律」が施行されました。

新制度は保護者等の所得が一定額未満となる生徒が、学校に対して申請書を提出し、資格の認定を受け、授業料に相当する金額を就学支援金として支給されることによって、実質、授業料を負担する必要がなくなるという制度です。（本県では都道府県が支給すべき就学支援金を生徒に係る債務（授業料）の弁済に充てることとされているので、生徒や保護者に直接就学支援金を支給することはありません。）

高等学校等授業料については、平成２５年度まで原則不徴収となっていましたが、平成２５年度以前の入学者については、今後も旧制度が適用されるため原則不徴収です。

一方で新制度では、未申請者や申請したが所得制限超過等の理由により不認定となった生徒は授業料を負担する必要があります。

授業料以外の校納金（入学料・PTA 会費・修学旅行積立金等）は、これまでどおり納入していただくことになっています。

※本校では校納金の免除はありませんのでご注意ください。

毎月校納金等

（就学支援金認定者）

ＰＴＡ会費	７００円
生徒会費	１，０００円
進路指導費	３００円
環境整備費	２００円
空調費	１，０００円
学年費	３００円
同窓会費	１００円
修学旅行費	５，０００円
計	９，０００円

（就学支援金未申請者及び不認定者）

授業料	**９，９００円**
ＰＴＡ会費	７００円
生徒会費	１，０００円
進路指導費	３００円
環境整備費	２００円
空調費	１，０００円
学年費	３００円
同窓会費	１００円
修学旅行費	５，０００円
計	１８，９００円

注１：２８年４月１日現在です。

注２：上記の他に、入学時には制服・教科書・体操服・通学バック等の購入も必要です。

詳しくは、入学までにかかる費用（PDF）に載せています。